

令和8年度 公園・街路樹等管理委託仕様書

第1章 総則

本管理委託は、江戸川区が管理する公園、児童遊園、親水公園、緑地、広場等（以下「公園」という）、街路樹、親水緑道等の管理作業や点検等を行うことにより、安全・安心・快適な施設の維持を目指すことを目的とする。

1. 適用範囲

本委託は、「東京都街路樹等維持標準仕様書」「東京都土木工事標準仕様書」に準ずるものとし、「東京都」を「江戸川区」、「東京都建設局」を「江戸川区環境部」に読み替え運用するものとする。

2. 委託の範囲

別添図に示す区が管理する公園、街路樹、親水緑道等（以下「公園・街路樹等」という）とする。

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの365日間とする。

4. 基本事項

(1) 信用の失墜行為の厳禁

受託者は、区の信用を失墜するような行為を慎み、現地にて区民から寄せられた要望については逐次、区へ報告すること。

(2) 疑義の解釈

記載のない事項または疑義等が生じた場合は、区及び受託者の協議によるものとする。

(3) 法令等の遵守

受託者は、当該管理委託に関して諸法令を遵守し、委託の円滑な進捗を図るものとする。なお、諸法令の適用及び運用については、受託者の責任において行うこと。

5. 提出書類について

- (1) 本委託に係る提出書類の様式は、別途定める「公園・街路樹等管理委託提出書類様式集」によること。
- (2) 提出書類の提出期限等は、江戸川区土木部の定める「受注者等提出書類処理基準」及び「公園・街路樹等管理委託提出書類様式集」に準ずるものとする。

(3) 施工計画書

受託者は本委託に先立ち、必要な手順や管理方法等についての施工計画書を監督員に提出し、委託期間中は遵守しなければならない。この場合、受託者は施工計画書に次に掲げる事項について記載しなければならない。施工計画書の構成は、共通編、公園編、街路樹編、親水緑道編の四編構成とすること。ただし、公園、街路樹、親水緑道のない契約地区については、該当する内容で構成すること。

① 共通編

委託概要、現場組織表、安全管理、主要資材、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、その他

② 公園編

地域の特性と管理方針、工程表、管理方法、管理計画、その他

③ 街路樹編

地域の特性と管理方針、工程表、管理方法、管理計画、その他

④ 親水緑道編

地域の特性と管理方針、工程表、管理方法、管理計画、その他

(4) 作業記録写真撮影計画書

受託者は本委託に先立ち、別途定める「公園・街路樹等管理委託作業記録写真撮影基準」に基づき、作業記録写真撮影計画書を作成すること。

(5) 各報告書

主な報告書は以下のとおりとし、他の報告書については監督員の指示によるものとする。なお、媒体については区の指定するオンラインクラウドサービスによるものとする。

名称	提出期限
点検事項報告書（公園・街路樹・親水緑道）	翌月 7 日まで
週点検事項報告書（公園・親水緑道）	翌週火曜日まで
作業報告書	翌月 7 日まで
工事記録写真	翌月 7 日まで
月別強化点検事項報告書	翌月 7 日まで
業務工程表（街路樹）	毎週木曜日
業務工程表（公園）	当月 7 日まで
消耗品リスト	翌月 7 日まで

※なお、7日が土・日・祝日に当る場合は監督員の指示する日に提出すること。

6. 緊急対応について

- (1) 受託者は契約地区内の公園・街路樹等において倒木、半倒木、交通事故、遊具施設の損傷、放火、悪戯、騒音等の緊急を要する対応及び現場処理について区から要請があった場合、早急に現場対応すること。

- (2) 前号(1)については、受託者の自社能力による態勢※であること。
- (3) 前号(1)において、現場での作業を行った場合、監督員と協議のうえ本委託に基づく業務として清算することを原則とする。
- (4) ただし、現場において作業を行っていない場合、もしくは「第2章公園編」及び「第4章親水緑道編」の「2. 週点検業務 (3) 週点検に含まれる作業内容」にある作業を行った場合は本委託の業務範囲内とし、前号(3)の適用は受けないこととする。
※「自社能力による態勢」とは、契約地区ごとに夜間・休日等の緊急時に即対応できる連絡態勢をいい、公園・街路樹等管理委託仕様書に示す業務内容を遵守できるものをいう。

7. 初動態勢について

受託者は契約地区内の公園において、以下の項目について区から指示があった場合、「6. 緊急対応について」に基づき初動として速やかに現場を確認し、口頭および写真等で状況を区に報告すること。また、報告と同時に自社で可能な限りの応急対応を行うこと。

- (1) 手洗所、水飲みなどの水漏れの確認、応急処置
- (2) 雨水・汚水枠の詰まりによる水トラブルの確認、応急処置
- (3) 遊具や施設の破損確認、養生、応急処置
- (4) 粗大ごみ、放置自転車等の確認及び回収
- (5) 時計や園灯、蛍光灯などの不点確認、手洗所蛍光灯の取替
- (6) その他、通報等により現地の確認が必要な場合

8. 安全管理について

- (1) 受託者は、公園・街路樹等の管理作業にあたり歩行者、通過車両及び作業員等の安全を確保するため、保安施設設置等の適正な安全管理に十分留意しなければならない。特に、樹木剪定においては歩行者等の支障にならないように十分留意すること。
- (2) 受託者は、高所作業において架空線等に十分注意し、必要に応じ交通整理員を配置すること。また、状況に応じて架空線等の管理企業への連絡、立会いを適切に行うこと。
- (3) 受託者は、管理作業中に作業員の事故や怪我、ならびに利用者や歩行者、通過車両等の第三者を巻き込む事故等が発生した場合、その場で速やかに区に報告すること。なお、第三者を巻き込む事故で怪我等がない場合についても、報告を怠らないこと。
- (4) 受託者の責により区または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うこと。
- (5) 受託者は、管理作業完了後速やかに後片付けを行い、円滑な利用及び交通の回復に努めること。
- (6) 樹上作業を行う場合、労働安全衛生法関連法令に基づく措置を常に講じておく。安全帯は二点支持することを原則とし、幹にかけることを基本とし、足場となる枝にかけてはならない。これらは樹上で剪定箇所を移動する際にも徹底すること。安全帯を回す幹や足場とする枝には異常がないか十分確認すること。

- (7) はしごを使用する場合、昇降時においては安全帶二丁掛（二点支持）とし、二人作業として、一人が必ずはしごを支えること。また、はしごの上部はしっかりと固定すること。
- (8) 三脚脚立を使用する場合は、脚と水平面との角度を確実に保つための金具などを備えること。
- (9) 剪定枝が電線に近接する場合は、監督員と協議の上必要に応じ、電線管理者と立会の上、作業の内容や近接状況を確認し、防護措置などについて打合せを行うこと。
- (10) 草刈作業を行う場合は、周囲への飛散防止対策をとること。

9. 台風、大雨、強風、降雪、地震等災害時の対応

- (1) 台風、大雨、強風、降雪、地震等災害時の点検

受託者は台風、大雨等の影響が予想される際、区の指示により特に大きな影響が及ぶと予想される箇所を事前に点検及び対策を講じるものとする。また、その後、区の指示があった場合、事後点検を行うこととする。

- (2) 台風、大雨、強風、降雪、地震等災害時の態勢

台風、大雨等の被害が予想され、区から指示があった場合、受託者は指示どおりの態勢を整え、連絡があった場合は速やかに初期対応すること。

10. 支払いについて

本委託における支払いは次のとおりに分割して行う。なお、支払いを受けようとする場合は、「完了届」を提出し、区の確認検査員の検査を受けること。支払金額については、「公園・街路樹等管理委託金額調書」に定めるものとする。

第1回	4、5月分
第2回	6、7月分
第3回	8、9月分
第4回	10、11月分
第5回	12、1月分
第6回	2、3月分

11. 本委託の打切りについて

委託期間中において、下記の項目に該当する場合、区は書面をもって受託者へ対し業務改善命令を行うこととする。

前述によってもなお改善がなされない場合には、本委託の目的が達成できないものとして、区は受託者に対して直ちに本委託を打ち切ることができるものとする。

- (1) 「6. 緊急対応について」の(1)において、同項(2)の態勢を整えることができなかった場合

- (2) 公園や親水緑道における日常点検、月別強化点検、遊具点検及び街路樹における月点検、病虫害調査等の点検業務において、本仕様書で定める内容、頻度の点検を行うことができない場合
- (3) 受託者の過失により、第三者を巻き込む重大な事故等が発生した場合

1 2 . 再資源化施設への搬出について

本委託で発生する伐採材や剪定枝葉については、受託者が「東京都建設リサイクルガイドライン（東京都都市整備局）」に基づき、受入条件等を施設に確認した上で、一般廃棄物として処分する際は再資源化施設とすること。また、毎月の作業報告書提出時に再資源化施設に搬出したことが分かる伝票（コピー）を添付すること。

- 搬 出 先：江戸川区内および近郊の再資源化施設
- 運搬距離 15 km内外 昼間

1 3 . 鉄製及び鋳鉄製発生材の処理について

本委託に伴う鉄製及び鋳鉄製発生材は、区が指示する受入先に搬出すること。なお事前に受入先に連絡し、監督員の指示により搬出すること。

第2章 公園編

受託者は、別添図に示された契約地区内の公園を良好に維持するため、必要な管理作業等を自主的に判断し、監督員の承諾により適正に実施すること。

1. 樹木管理作業

(1) 基本方針

公園の樹木は大きく育てることを基本とし、下記の目的を達成するために、個々の生育環境との調和、住民の理解を念頭に樹種ごとの生理生態を十分に理解した適切な管理方法を採用すること。

① 安全、安心の向上

見通しの確保、死角や支障枝、突起した枝の除去、根上り対応等。

② 快適な環境の形成

緑陰と明るさの確保、季節感、癒し、潤い等。

③ エコロジカルな環境の形成

生き物との共生、殺虫剤散布の廃止、削減等。

④ 美しい公園景観の形成

上記を踏まえた調和、個性・話題性、裸地対策等。

(2) 高木木管理

① 樹木の剪定に際しては、事前に監督員と十分に協議を行うこと。

② 太い主枝やコブの切除などの作業を除き、チェーンソーは原則として使用しないこと。

③ 定期的な剪定を行い、適度な緑量と明るさを確保すること。

④ 花木（藤棚を含む）については、花付きをよくするため、毎年適切な時期に剪定を実施すること。

⑤ 腐朽等の異常がある樹木を発見した場合は、適時監督員に報告すること。

(3) 低木（株物）管理

① 花木類は花後の剪定を行うこと。

② 刈込物については、場所や景観を考慮した上で丸みのある樹形を保つこと。

③ 危険な低木（ユッカラン等）は点検時によく注意し、撤去すること。

(4) 草刈

樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈込むこと。

2. 週点検業務

(1) 点検方法

① 受託者は、公園等において安全で快適な利用が確保できるように樹木、公園施設等の巡回点検調査及び補修作業を1回／週行うこと。

② 点検後、第1章5-（5）による期限に、別途定める「週点検事項報告書（公園・親水緑道）」を提出すること。なお、「週点検事項報告書（公園・親水緑道）」には

写真を添付し、問題箇所を明確にすること。

- ③ 点検は、下記「公園週点検項目」に沿って確認し、別途定める「週点検チェックリスト」に記入すること。
- ④ 「週点検チェックリスト」はデータもしくは紙で保管し、区から提出の指示があった場合は速やかに提出すること。
- ⑤ 点検中、公園内の樹木や施設に異常が認められ、その場で補修可能な場合には、速やかに補修を行うこと。
- ⑥ 点検中、公園内の樹木や施設に異常が認められ、その場で補修が不可能な場合には、使用禁止テープ等で危険がないように養生を行い、速やかに区に報告すること。
- ⑦ 点検中、花の開花やその他公園等の魅力アップに繋がることは適宜観察し、監督員に報告すること。

(2) 公園週点検項目

項目	内 容
園面・外周	ゴミ、犬猫の糞、コンクリート塊、ガラス等の危険物 除草状況、舗装や縁石の段差、水たまり、フェンスの破損・針金や 鉄線の飛び出し、不法投棄ゴミ、放置自転車等
遊具	落下防止柵、支柱部のぐらつきや劣化、基礎部の露出、着地面・周 辺の凹凸や石、接合部のボルトの緩みや欠落、金具の破損、塗装・ メッキの著しい劣化、汚れや落書き、遺物 砂場の糞や異物の混入、砂の量の減少等
休養施設	ベンチや仕切り板の破損・変形、ボルトの緩み パーゴラや藤棚の基礎部、柱部、梁部の腐食等
照明施設	園灯、ガーデンライトなどの点灯・不点灯の確認、腐食等の危険等
時計	時刻の確認、腐食等の危険、枝等の隠れ等
給排水	雨水・汚水枠のグレーチングの目詰まり、中の詰まり、留め具 水飲み器の破損、水量等
樹木	支障枝、枯れ枝、控木の劣化、病虫害の発生、花・花鉢の状態等
見どころ	各種花、花木の開花状況等
その他	防災井戸ポンプの定期運転、じゃぶじゃぶ池の状態確認（異物の 混入・水位等）および応急処置等

(3) 週点検に含まれる作業内容

- ① 看板取付、破損看板撤去
- ② 支障枝剪定、病虫害剪定、枯損低木撤去、ひこばえ（やご）・実生撤去
- ③ 時計時刻点検および故障報告
- ④ 手洗所蛍光灯取替、小便器人感センサー電池交換
- ⑤ ごみ拾い、粗大ごみ回収

- ⑥ 放置自転車警告札貼付け・報告書作成
- ⑦ スクリーン清掃、グレーチング清掃、パンチングメタル清掃
- ⑧ 池、ポンプ状態確認
- ⑨ 砂場の清掃及び月一回の掘り起こし（園内清掃委託業者が配置されていない公園のみ）

3. 月別強化点検業務

- (1) 週点検業務と合わせて、別途定める月別強化点検調査及び補修作業を行うこと。
- (2) 月別強化点検は該当月の中で、各園1回ずつ行うこと。
- (3) 点検後、第1章5-(5)による期限に、別途定める「月別強化点検報告書」を提出すること。
- (4) 月別強化点検内容については、前月中に区より別途通知することとする。
- (5) 点検中に発見した異常などについての対応は、週点検と同様とする。

4. 遊具点検

- (1) 受託者は、各公園内の遊具それぞれについて、「遊具の安全に関する基準」(一般社団法人 日本公園施設業協会)に基づき、遊具点検を年1回実施すること。時期については別途協議とする。
- (2) 遊具点検を行った場合、別途定める「遊具点検表」及び「作業写真」を区へ提出すること。

5. 園内・手洗所清掃

(1) 通常清掃

受託者は、園内及び手洗所清掃に必要な用具、消耗品等の補充及び清掃作業員との連絡調整を行うものとする。

(2) 落葉回収

受託者は、園内清掃に伴って生じる落葉を必要に応じて適宜回収すること。

(3) 手洗所特別清掃

受託者は、手洗所特別清掃を4月から6月までに行うこと。また、「手洗所特別清掃作業報告書」を区へ提出すること。なお、手洗所特別清掃の内容については、別途定める「手洗所特別清掃の手順」によるものとする。

6. その他

- (1) 公園ボランティア等への必要な活動支援に努めること。
- (2) 公園等の各種調査に協力すること。

第3章 街路樹編

受託者は「江戸川区街路樹指針 新しい街路樹デザイン」に基づき、別添図に示された契約地区内の街路樹等を良好に維持するため、必要な管理作業等を自主的に判断し、監督員の承諾により適正に実施すること。街路樹の樹木管理、植樹帯等の清掃、安全管理等の基本事項については、「東京都街路樹等維持標準仕様書（緑地管理編）」及び「東京都街路樹等維持標準仕様書（緑地清掃編）」に準ずるものとし、「東京都」を「江戸川区」に読み替え運用するものとする。

1. 街路樹管理作業

(1) 基本方針

- ① 街路樹の剪定は、樹木1本1本の樹形づくりと併せて、一繋がりの景観作りという観点から、形状の統一を念頭に置いて行うこと。
- ② 樹種ごとの自然樹形を理解し、将来樹形を念頭に置いた計画的な剪定を行うこと。

(2) 目標樹形

- ① 受託者は、江戸川区がEXCEL形式で配布する「目標樹形カード」に沿って各路線の樹木剪定を行うこと。
- ② 受託者は、剪定等の作業を行った場合は「管理履歴」を更新すること。
- ③ 周辺環境の変化や街路樹の成長に伴い目標樹形の維持が難しい場合は、監督員と協議の上、目標樹形を変更することも可能とする。ただし、現状の写真等、変更の理由となる十分な資料を作成すること。
- ④ 受託者は全ての剪定作業が完了した後、最新の状態に更新した目標樹形カードを年度末の3月31日までに監督員に提出すること。媒体は区が指定するオンラインクラウドサービスとし、データはEXCEL形式のまま保存すること。

(3) 見本剪定

- ① 本委託には、剪定技能に関する有資格者『(一般社団法人)日本造園建設業協会が定める「街路樹剪定士」』を1名以上配置し、目標樹形、剪定作業上の注意事項、出来栄え等について作業員へ事前説明及び作業指導を行うこと。なお、見本剪定作業時は現場に常駐すること。
- ② 「目標樹形カード」がある路線について、受託者は剪定作業を実施する前に街路樹剪定士による見本剪定を行い、目標樹形カード、見本剪定の施工前、施工後の写真を提出し、監督員の確認を受けること。
なお、原則として本委託に従事する作業員は、協力会社も含め、本見本剪定に参加すること。
- ③ 施工前、施工後の写真は、枝張り、樹高、縦断・横断方向から樹形が確認できるよう撮影すること。メジャー・ポール等で樹高を測る際は、高中木の根元を起点として測ること。
- ④ 目標樹形カード及び見本剪定の写真は、その月の各路線の「作業写真」の前に添付すること。

(4) 低木（株物）管理

- ① 車道に面する植樹帯の連續した低木は、基本的に高さ 0.6 m のボックス型に刈込み、面取りを行うこと。
- ② 緑道等の低木の場合は、刈込みの高さ、厚みについて、監督員と協議して行うこと。
- ③ 危険な低木（ユッカラン等）や実生は点検時によく注意し、撤去すること。
- ④ 低木等に絡んでいるつる性植物は撤去すること。

2. 月点検業務

- (1) 受託者は、契約地区内の街路樹等において安全で快適な環境を維持できるよう、月 1 回の点検を行うこと。
- (2) 受託者は街路樹全路線を点検し、枝折れや半倒木等、緊急に対応を要する場合はその場で復旧を行い、速やかに区に報告すること。また、後日対応する場合でも、危険がある箇所にはカラーコーン等で養生を行い、速やかに区に報告すること。
- (3) 点検後、第 1 章 5-（5）による期限に、別途定める「点検事項報告書」を提出すること。なお、「点検事項報告書」には写真を添付し、問題箇所を明確にすること。

3. 病虫害調査

- (1) 受託者は、病虫害発生時期は病虫害調査を行い、早期発見・処置に努めること。
- (2) 病虫害点検の頻度や点検箇所は、時期や対象の病虫害を考慮し、最も効率的な方法で行うこと。
- (3) 病虫害調査を実施した場合は、病虫害の有無にかかわらず速やかに「病虫害調査報告書」を提出すること。
- (4) イラガ・チャドクガ等の幼虫は、可能な限り密集している早期に捕殺し、分散を防ぐこと。また、分散後も基本的に薬剤散布は行わないこと。

4. その他

- (1) 緑のボランティア等への必要な活動支援に努めること。
- (2) 街路樹等の各種調査に協力すること。
- (3) 太い主枝やコブの切除などの作業を除き、チェーンソーは原則使用しないこと。
- (4) 樹木更新や根上がり対策等が必要な大規模改修路線候補を年 1 件以上提案すること。

第4章 親水緑道編

受託者は、契約地区内の親水緑道を良好に維持するため、必要な管理作業等を自主的に判断し、監督員の承諾により適正に実施すること。

1. 樹木管理作業

受託者は、親水緑道の樹木について、自然樹形を維持しながらも交通等の支障にならないように管理すること。基本方針や高中木、低木の管理については、第2章公園編に準ずる。

2. 週点検業務

(1) 点検方法

- ① 受託者は、親水緑道において安全で快適な通行及び利用が確保できるように樹木や施設等の点検調査及び補修作業を1回／週行うこと。
- ② 点検後、第1章5-(5)による期限に、別途定める「週点検事項報告書（公園・親水緑道）」を提出すること。なお、「週点検事項報告書（公園・親水緑道）」には写真を添付し、問題箇所を明確にすること。
- ③ 点検は、下記「親水緑道週点検項目」に沿って確認し、別途定める「週点検チェックリスト」に記入すること。
- ④ 「週点検チェックリスト」はデータもしくは紙で保管し、区から提出の指示があった場合は速やかに提出すること。
- ⑤ 点検中、親水緑道内の樹木や施設に異常が認められ、その場で補修可能な場合には、速やかに補修を行うこと。
- ⑥ 点検中、親水緑道内の樹木や施設に異常が認められ、その場で補修が不可能な場合には、使用禁止テープ等で危険がないように養生を行い、速やかに区に報告すること。
- ⑦ 点検中、花の開花やその他親水緑道等の魅力アップに繋がることは適宜観察し、監督員に報告すること。

(2) 親水緑道週点検項目

項目	内 容
植樹帯内	ゴミ、犬猫の糞、コンクリート塊、ガラス等の危険物 除草状況、舗装や縁石の段差、水たまり、フェンスの破損・針金や 鉄線の飛び出し、不法投棄ゴミ、放置自転車等
水路	ゴミ、詰まり、水位等
遊具	落下防止柵、支柱部のぐらつきや劣化、基礎部の露出、着地面・周 辺の凹凸や石、接合部のボルトの緩みや欠落、金具の破損、塗装・ メッキの著しい劣化、汚れや落書き、遺物等

休養施設	ベンチや仕切り板の破損・変形、ボルトの緩み パーゴラや藤棚の基礎部、柱部、梁部の腐食等
給排水	雨水・汚水枠のグレーチングの目詰まり、中の詰まり、留め具 水飲み器の破損、水量、井戸ポンプ可動確認等
樹木	支障枝、枯れ枝、控木の劣化、病虫害の発生、花・花鉢の状態等
見どころ	各種花、花木の開花状況等
その他	じやぶじやぶ池の状態確認（異物の混入・水位等）および応急処置、手洗所等

（3）週点検に含まれる作業内容

- ① 看板取付、破損看板撤去
- ② 支障枝剪定、病虫害剪定、枯損低木撤去、ひこばえ（やご）・実生撤去
- ③ 植樹帯内、水路上のごみ拾い、粗大ごみ回収
- ④ スクリーン清掃
- ⑤ 流水点検

3. 園内清掃

第2章 公園編の「5. 園内・手洗所清掃」に準ずる。ただし、手洗所については除くものとする。

4. その他

- （1）ボランティア等への必要な活動支援に努めること。
- （2）親水緑道の各種調査に協力すること。